破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０号
山口市大内御堀849番地１　グランディスＡ202
破産者　中村八州彦
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１８４号
北海道石狩郡当別町太美町1498番地
破産者　宮本　　聡
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８５号
北海道石狩郡当別町太美町1498番地
破産者　宮本　静子
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
札幌市白石区南郷通６丁目北４番32号　ブルックスコート202号
破産者　石井　里枝
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６号
北海道北広島市西の里東４丁目８番地７
破産者　花島　広之
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５号
青森県八戸市柏崎２丁目６番８号　メゾンパークス柏崎Ｂ－２
破産者　小泉　昌子（旧姓栗橋）
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
青森県八戸市大字石手洗字京塚４番地７　市営住宅Ａ２－２－２
破産者　島脇　　力
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３号
宮城県気仙沼市赤岩迎前田127番地　水梨コミュニティ仮設住宅10―３、住民票上の住所宮城県気仙沼市松崎片浜106番地65　エクセレンス片浜105号
破産者　畠山　健一
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第５４号
秋田県大仙市太田町駒場字荒屋敷168番地
破産者　鈴木　芳美
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１号
秋田県仙北市角館町八割西ケ沢59番地
破産者　辻　　辰子
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１２３１号
さいたま市南区文蔵４丁目28番11号　ラプタⅡ201号
破産者　丹野　　斎
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４９号
埼玉県久喜市栗原４丁目４番地１
破産者　太田　　廣
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３９号
横浜市旭区中白根４丁目１番２―102号
破産者　山内　　理
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４６号
横浜市南区中村町５丁目319番地16　ソレイユ吉野町201号
破産者　大林　義行
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１６号
横浜市栄区小山台２丁目29番56号　アムール小山101
破産者　平野　愛恵（旧姓里野）
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１４６号
横浜市緑区鴨居６丁目１番32号　ハイツ小川202号
破産者　中村富登志
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５２号
神奈川県鎌倉市雪ノ下１丁目15番21号
破産者　平田美登利
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９号
横浜市都筑区高山13番23号
破産者　小山　庄二
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部